

古賀市議会・災害発生時の定例会における議案審議継続のための業務継続計画（案）

2017年1月6日

議会運営委員会での検討案

提出者：正副委員長

<説明>

2016年12月16日に提出したBCP関連討議資料は、災害が休日・時間外に発生した場合を想定した「時系列にみる基本的行動パターン」でした。

今回は災害時の定例会における議案審議継続のためのBCPです。

いずれも必要不可欠なものですが、できるだけ簡略化し、行動の指針となるものと思えます。

古賀市議会におけるBCPはこの2本でまずはスタートすることが適切であると判断します。

<進め方（案）>

- ア) 議運での検討。
- イ) 1月18日の議員連絡会での中間報告。
- ウ) 各会派に持ち帰って検討。
- エ) 臨時の議会運営委員会での検討。議長に答申。
- オ) 2月の連絡会の後、全協で協議。
- カ) 3月定例会の二日日本会議の後の全協で合意形成。BCP策定。

ケース1 告示前（開会予定日の概ね2週間～1週間前）

①災害発生 （市）災害対策本部設置 （議会）対策会議設置

②正副議長、議会運営委員会正副委員長

ア) 報告事項 イ) 協議事項（議会運営委員会開催の可否について）

③議会運営委員長

- ア) 議会運営委員会開催が可
 - A) 告示⇒本会議開会へ
 - B) 本会議開会ができない場合
 - ※1 定例会は招集されない
 - ※2 市長の判断で専決処分が可能
- イ) 議会運営委員会開催が不可
 - A) 正副議長、議会運営委員会正副委員長判断
 - (ア) のA) になる場合もある
 - B) 本会議開会ができない場合（上記B）と同じ

ケース2 告示後（議運開催後～本会議開会前）

①災害発生 （市）災害対策本部設置 （議会）対策会議設置

②正副議長、議会運営委員会正副委員長

ア) 報告事項 イ) 協議事項（議会運営委員会開催の可否について）

③議会運営委員長

ア) 議会運営委員会開催が可

A) 告示⇒本会議開会

B) 本会議開会ができない場合

※1 議員定数の半数に満たない場合

※2 招集日に開会されない場合は流会となり、定例会の回数として数える

※3 継続審査、調査事件は廃案になる。閉会中の委員会の継続審査、調査はできなくなる。

※4 市長の判断で専決処分が可能

（地方自治法第179条第1項）

イ) 議会運営委員会開催が不可

A) 正副議長、議会運営委員会正副委員長判断（ア）のA)になる場合もある）

B) 本会議開会ができない場合（上記B)と同じ）

正副議長体制の事故ある時の順位

議長が事故ある時 ⇒ 副議長が議長代行 総務委員長が副議長代行

副議長も事故ある時 ⇒ 総務委員長が議長代行 文教厚生委員長が副議長代行

総務委員長も事故ある時 ⇒ 文教厚生委員長が議長代行 市民建産委員長が副議長代行

文教厚生委員長も事故ある時 ⇒ 市民建産委員長が議長代行 総務副委員長が副議長代行

議運正副委員長体制の事故ある時の順位

委員長が事故ある時 ⇒ 副委員長が委員長代行 年長委員が副委員長代行

副委員長も事故ある時 ⇒ 年長委員が委員長代行 次の年長委員が副委員長代行

議会事務局長が事故ある時の順位

局長が事故ある時 ⇒ 係長が局長代行

ケース6 最終日本会議日開議～議決まで

- ①災害発生 (市) 災害対策本部設置 (議会) 対策会議設置
- ②正副議長、議会運営委員会正副委員長
- ア) 報告事項 イ) 協議事項 (議会運営委員会開催の可否について)
- ③議会運営委員長
- ア) 議会運営委員会開催が可 A) 本会議継続
- ※1 本会議を再開し、委員長報告を行い、質疑、討論、採決を行い、議了し、閉会となる。
- ※2 会期日程を延期し、継続する。
- B) 本会議開会ができない場合
- ※1 開会日に行った会期の議決により、**閉会予定日の17時を迎えた時点で、自然閉会**となり、上程議案及び継続審査・調査事件は**廃案**となる。閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。
- ※2 自然閉会を迎えた後、**市長の判断で専決処分が可能**。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合はこの日から専決処分が可能。
- イ) 議会運営委員会開催が不可 A) 正副議長、議会運営委員会正副委員長判断 (ア) のA) になる場合もある)
- B) 本会議開会ができない場合 (上記B) と同じ)

ケース3 本会議開会～委員会審査前日

- ①災害発生 (市) 災害対策本部設置 (議会) 対策会議設置
- ②正副議長、議会運営委員会正副委員長
- ア) 報告事項 イ) 協議事項 (議会運営委員会開催の可否について)
- ③議会運営委員長
- ア) 議会運営委員会開催が可 A) 本会議継続
- ※1 通常通り継続する
- ※2 大綱質疑後に委員会付託を行い、委員会審査後、本会議で採決し、議了する。**議了したときは、会期中でも議決で閉会することが**できる。(会議規則第7条)
- ※3 **委員会付託を省略**し、本会議で質疑、討論、採決を行い、議了する。**一般質問を省略**する(会議規則第40条)
- ※4 会期日程を延期し、上記3点に準じ継続する。
- B) 本会議開会ができない場合
- ※1 開会日に行った会期の議決により、**閉会予定日の17時を迎えて時点で、自然閉会**となり、上程議案及び継続審査・調査事件は**廃案**となる。閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。
- ※2 **自然閉会を迎えた後、市長の判断で専決処分が可能**。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合はこの日から専決処分が可能。
- イ) 議会運営委員会開催が不可 A) 正副議長、議会運営委員会正副委員長判断 (ア) のA) になる場合もある)
- B) 本会議開会ができない場合 (上記B) と同じ)

ケース4 委員会審査～一般質問

①災害発生 （市）災害対策本部設置 （議会）対策会議設置

②正副議長、議会運営委員会正副委員長

ア) 報告事項 イ) 協議事項（議会運営委員会開催の可否について）

③議会運営委員長

ア) 議会運営委員会開催が可 A) 本会議継続

※1 通常通り継続する

※2 委員会審査の終了を待たず、本会議を再開しようとする場合、まず、委員会に未審査又は審査途中である旨の中間報告を求め、審査期限を付し審査期限経過後、本会議において直接審議する。その後、質疑、討論、採決を行い、議了する。議了したときは、会期中でも議決で閉会することができる。一般質問は省略する。（会議規則第 条）

※3 委員会審査が不可能である場合は、本会議で審査期限を付し、審査期限経過後、本会議で直接審議することができる。（会議規則第44条）

※4 会期日程を延期し、上記3点に準じて継続

B) 本会議開会ができない場合

※1 開会日に行った会期の議決により、閉会予定日の17時を迎えて時点で、自然閉会となり、上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。

閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。

※2 自然閉会を迎えた後、市長の判断で専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合はこの日から専決処分が可能。

イ) 議会運営委員会開催が不可 A) 正副議長、議会運営委員会正副委員長判断

(ア) のA) になる場合もある)

B) 本会議開会ができない場合（上記B) と同じ)

ケース5 一般質問～最終日本会議日開議前

①災害発生 （市）災害対策本部設置 （議会）対策会議設置

②正副議長、議会運営委員会正副委員長

ア) 報告事項 イ) 協議事項（議会運営委員会開催の可否について）

③議会運営委員長

ア) 議会運営委員会開催が可 A) 本会議継続

※1 通常通り継続する

※2 一般質問を省略し、本会議で付託議案の審査結果報告を受け、質疑、討論、採決し、議了する。議了したときは、会期中でも議決で閉会することができる。（会議規則第 条）

※3 会期日程を延期し、上記2点に準じて継続する。

B) 本会議開会ができない場合

※1 開会日に行った会期の議決により、閉会予定日の17時を迎えて時点で、自然閉会となり、上程議案及び継続審査・調査事件は廃案となる。

閉会中の委員会の継続審査・調査はできなくなる。

※2 自然閉会を迎えた後、市長の判断で専決処分が可能。ただし、現議員数が定足数に満たないと判断した場合はこの日から専決処分が可能。

イ) 議会運営委員会開催が不可 A) 正副議長、議会運営委員会正副委員長判断

(ア) のA) になる場合もある)

B) 本会議開会ができない場合（上記B) と同じ)